

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2019年10月15日(火)

## 今週のことば

### スポーツの日

祝日法の改正により来年以降、10月の第2月曜日に定められている「体育の日」が「スポーツの日」に変更。ただし、来年に限り東京五輪開会式の7月24日に移動。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

10/14(月) 赤口	体育の日、鉄道の日、出雲全日本大学選抜駅伝
15(火) 先勝	新聞週間、特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
16(水) 友引	
17(木) 先負	ゴルフ・日本オープン
18(金) 仏滅	統計の日
19(土) 大安	プロ野球・日本シリーズ
20(日) 赤口	

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/7(月)	21,375 ▼35	106.84 ▼0.08
8(火)	21,588 △213	107.15 ▼0.31
9(水)	21,456 ▼131	107.21 ▼0.06
10(木)	21,552 △96	107.40 ▼0.19
11(金)	21,799 △247	107.91 ▼0.51

## 災害により損害を受けた場合の税務

台風19号により各地で甚大な被害が出ています。現在、災害救助法が13都県315市区町村に適用され、災害復旧貸付やセーフティネット保証4号などの被災中小企業対策が実施されます。

### ◆法人の資産が損害を受けた場合

◎滅失・損壊した資産等……商品や店舗などが滅失又は損壊した場合の損失や、損壊した資産の取壊し、土砂等を除去する費用は損金になります。

◎資産の評価損……棚卸資産や固定資産等に著しい損傷が生じ、時価が帳簿価額を下回る場合には、その差額を評価損として計上できます。

◎復旧のための費用……損傷を受けた固定資産（評価損を計上したものを除く）について、原状回復の補修や、被災前の状態を維持する補強工事などに支出した費用は、修繕費として損金になります。

◎災害損失欠損金の繰戻しによる還付……災害のあった事業年度において災害損失欠損金額がある場合には、その事業年度開始前2年以内（青色申告ではない場合は前1年以内）に開始した事業年度に納付した法人税額から、還付請求ができます。

### ◆個人の住宅や家財などが損害を受けた場合

◎所得税の軽減又は免除……住宅や家財などに損害を受けた方は、「雑損控除（所得控除）」又は「災害減免法による所得税の軽減免除（税額控除）」のどちらか有利な方法を選択することで、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

◎住宅ローン控除の特例……災害によって住宅ローン控除の適用を受けている住宅用家屋に居住できなくなった場合、その後も引き続き控除の適用を受けることができます。

■この記事の詳細は、情報BOX201539

## 次世代住宅ポイント制度の申請期限等は

消費税率引上げに伴う住宅購入支援の一つとして創設された次世代住宅ポイント制度は、一定の省エネ、耐震、バリアフリー性能等を有する住宅の新築やリフォームを行う場合に、さまざまな商品と交換できるポイントが発行される制度です（来年3月までに契約等した場合などが対象）。

国交省によると、ポイント発行申請が開始された本年6月3日～8月末までの累計で1万618戸（新築8869戸、リフォーム1749戸）に対して、合計31億5957万ポイントが発行されました。

なお、申請期限は予算の執行状況に応じて公表するとしています（遅くとも来年3月末まで）。また、商品交換申込は来年6月末までです。

## 年末調整で必要となる控除証明書

給与所得者が年末調整で保険料控除を受けるために必要な控除証明書が送られてくる時期です。

生命保険料や地震保険料を支払った方は、保険会社から届く「保険料控除証明書」、国民年金保険料を支払った方は、年金事務所から届く「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」、iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金を支払った方（個人払込の加入者）は、国民年金基金連合会から届く「小規模企業共済等掛金払込証明書」を大切に保管しておきましょう。

### 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】  
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。  
②記事下のBOX番号を入力し#。  
③取り出し先のFAX番号を入力し#。  
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 災害により損害を受けた場合の税務上の取扱い

## ◆災害に関して法人が支出する費用などの主な取扱い

## ◎災害により滅失・損壊した資産等

次のような損失又は費用が生じたときには、その損失又は費用の額は損金の額に算入されます。

- \* 商品や店舗などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失の額
- \* 損壊した資産の取壊し又は除去のための費用の額
- \* 土砂その他の障害物の除去のための費用の額

## ◎資産の評価損

法人の有する棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産につき災害による著しい損傷が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額につき、損金経理をすることにより、評価損を計上して損金の額に算入することができます。

## ◎復旧のために支出する費用

法人が、災害により被害を受けた固定資産（以下「被災資産」）について支出する次のような費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、次のとおりとなります。

- \* 被災資産についてその原状を回復するための費用は、修繕費となります。
- \* 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます。
- \* 被災資産について支出する費用（上記に該当するものを除く）の額のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。

## ◎災害損失特別勘定の設定等

法人が、災害のあった日の属する事業年度において、災害により被害を受けた棚卸資産等の修繕等のために、災害のあった日から1年以内に支出する費用の適正な見積額として繰入限度額以下の金額を損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れた場合には、その災害損失特別勘定として繰り入れた金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができます。

この損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、災害損失の額に含まれます。

## ◎災害損失欠損金の繰戻しによる還付

法人の災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その各事業年度に係る確定申告書又はその中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間開始の日前1年（青色申告書を提出する場合には前2年）以内に開始した事業年度の法人税額のうちその災害損失欠損金額に対応する部分の金額の還付を請求することができます。

## ◆災害によって、個人が住宅や家財などに損害を受けた場合

## ◎所得税の軽減又は免除

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、「雑損控除」又は「災害減免法による所得税の軽減免除」のどちらか有利な方法を選択し、所得税の全部又は一部を軽減できます。

「雑損控除」は、災害又は盗難若しくは横領によって、住宅、家財、車両など生活に通常必要な資産に損害を受けた場合に「差引損失額 - 総所得金額等 × 10%」又は「差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円」のいずれが多い方の金額が所得から控除できます。

一方、「災害減免法」は、災害のあった年分の所得金額が1,000万円以下の方で、住宅や家財の損失額が時価の1/2以上の場合に、適用できます。所得金額により控除額が異なり、500万円以下であれば所得税額の全額が控除されます。

## ◎住宅借入金等特別控除の適用期間の特例

災害によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

新たに取得等をした住宅用家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受けるなど一定の場合には、適用期間の特例の適用を受けることはできません。

※被災者生活再建支援法の対象となる再建支援法適用者は「重複適用の特例」の適用を受けることができます。